



問合せ先
警備救難部環境防災課
専門官 上野 久隆
TEL 03-3591-6361(内線 3905)
03-3591-9819(直通)

令和3年2月17日
海上保安庁

令和2年の海洋汚染の現状について

1 海洋汚染の件数は453件

令和2年1月1日から同年12月31日までの間の海洋汚染確認件数は453件(前年比21件増)であり、うち油による海洋汚染は286件(63%)、廃棄物による海洋汚染が158件(35%)でした。

(1) 油による海洋汚染は286件(前年比11件増)

- ・油による海洋汚染確認件数のうち、船舶からの排出が167件(58%)で、船種は漁船が最多、次いでプレジャーボート、貨物船、作業船の順でした。
- ・排出原因は、船舶海難が最多、次いで不適切なタンク計測やバルブ操作などの作業中における取扱不注意でした。

(2) 廃棄物による海洋汚染は158件(前年比14件増)

- ・廃棄物による海洋汚染のうち、一般市民による家庭ごみの不法投棄は95件(前年84件)、漁業関係者による漁業活動で発生する「残さ」や漁具等の不法投棄は58件(前年51件)で前年より増加しました。

2 海洋環境保全指導・啓発活動の推進

令和2年の海洋汚染の現状を踏まえ、令和3年は新型コロナウイルス感染症の感染防止を引き続き徹底し、次の2点を推進します。

- ・油による海洋汚染対策については、海事・漁業関係者を対象とした初歩的なミスに対する注意喚起を促すための各種指導を引き続き推進します。
- ・廃棄物による海洋汚染対策については、漁業関係者や一般市民を対象に不法投棄防止の呼びかけや指導を強化します。また、一般市民とともに海浜清掃を行い、これにあわせて漂着ごみ分類調査や海洋環境保全教室を実施するなど、身近なごみが海洋汚染につながる現状について体感してもらう活動を引き続き推進します。

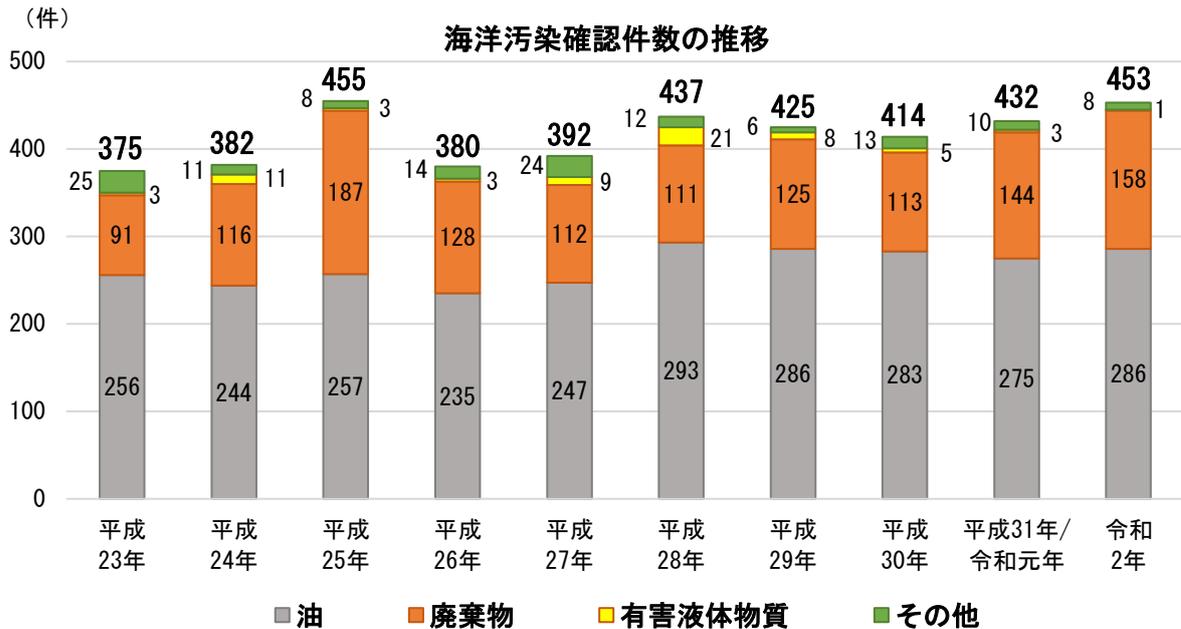
○ 全体の傾向について

海洋汚染確認件数は、453 件でした。

(前年比 21 件増加、過去 10 年の平均 415 件)

海洋汚染物質別

油	286 件 (63%、前年 275 件)
廃棄物	158 件 (35%、前年 144 件)
有害液体物質	1 件 (0.2%、前年 3 件)
その他	8 件 (2%、前年 10 件)



○ 船舶からの油排出による海洋汚染について

1 船種別等での傾向

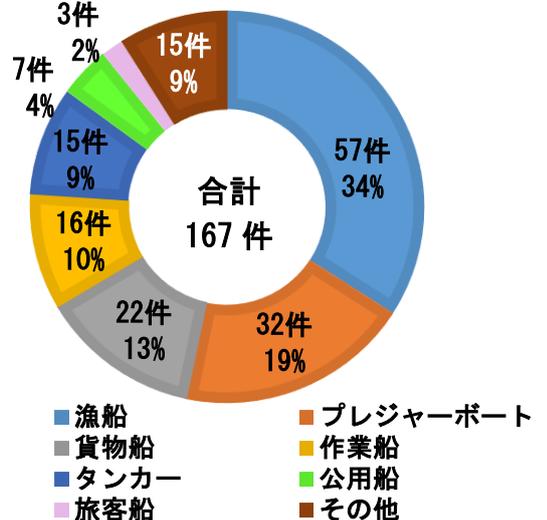
油による海洋汚染確認件数 286 件のうち、船舶からの油排出による海洋汚染は、167 件 (58%) でした。

(1) 船種別

船舶の種類では、漁船からの排出が最多で、次いでプレジャーボートでした。

漁船	57 件 (34%)
プレジャーボート	32 件 (19%)
貨物船	22 件 (13%)
作業船	16 件 (10%)
タンカー	15 件 (9%)
公用船	7 件 (4%)
旅客船	3 件 (2%)
その他	15 件 (9%)

船舶からの排出による海洋汚染 (船種別)

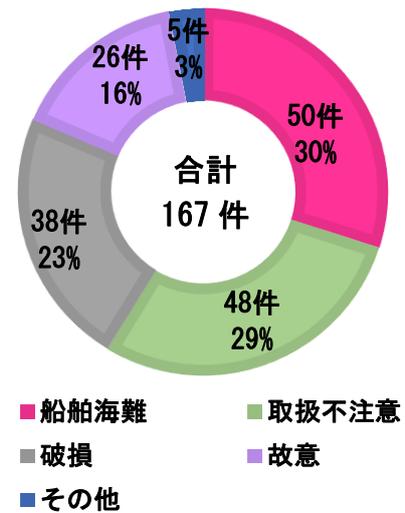


(2) 排出原因別

排出原因別では、船舶海難が最多で、次いで取扱不注意でした。

船舶海難	50件 (30%)
取扱不注意	48件 (29%)
破損	38件 (23%)
故意	26件 (16%)
その他	5件 (3%)

船舶からの排出による海洋汚染
(排出原因別)

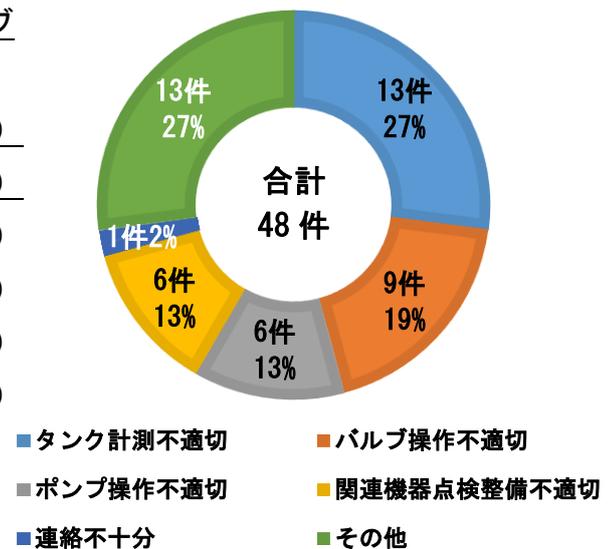


2 取扱不注意による排出の原因作業

取扱不注意による排出の原因作業は、タンク計測不適切が最多で、次いでバルブ操作不適切でした。

タンク計測不適切	13件 (27%)
バルブ操作不適切	9件 (19%)
ポンプ操作不適切	6件 (13%)
関連機器点検整備不適切	6件 (13%)
連絡不十分	1件 (2%)
その他	13件 (27%)

取扱不注意による排出
(原因作業別)



○ 廃棄物による海洋汚染について

廃棄物による海洋汚染確認件数は、158件 (前年144件) でした。

1 一般市民によるものは1割増の95件 (前年84件から令和2年は11件増)

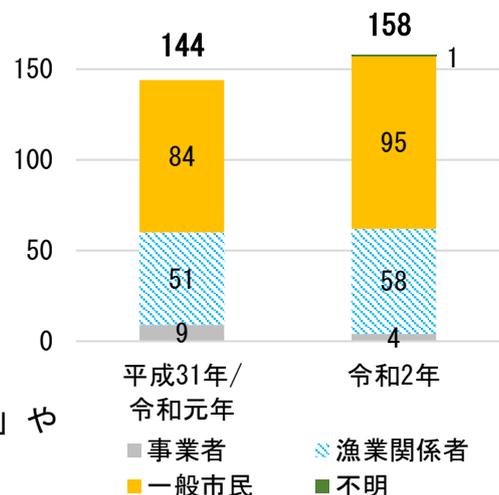
2 漁業関係者によるものは1割増の58件 (前年51件から令和2年は7件増)

3 廃棄物の内容

一般市民 : 家庭ごみ

漁業関係者 : 漁業活動で発生した「残さ」や不要となった「漁具等」

廃棄物による海洋汚染 (排出原因者別)



○ 海上保安庁の取組について

令和2年の海洋汚染の現状を踏まえ、令和3年は新型コロナウイルス感染症の感染防止を引き続き徹底し、次の2点を推進します。

1 油及び有害液体物質による海洋汚染への対応（主に海事・漁業関係者等）

- ・ 海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導の実施
- ・ 取扱不注意による排出で、主な原因作業となっているバルブ操作、タンク計測、ポンプ操作等における不注意やミスへの防止に対する指導
- ・ 排出を防止する措置として、オーバーフロータンク（燃料油漏出防止タンク）の設置、スカッパ（排水口）の閉鎖の実施等を指導

2 廃棄物による海洋汚染への対応（主に漁業関係者、若年層を含む一般市民）

- ・ 海洋環境保全講習会、訪船・訪問指導及び海洋環境教室の実施
- ・ 不法投棄防止のための呼びかけ及び指導
- ・ 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃※への協力・参加など、日本財団等が推進する「海と日本プロジェクト」を基盤とした取組である「CHANGE FOR THE BLUE」との連携



小学生に対する海洋環境保全教室 うみまるによる啓発活動 漂着ごみ分類調査による環境保全啓発

※ 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃とは、環境省及び公益財団法人 日本財団が平成31年2月から推進している共同事業の1つであり、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後までの期間を「海ごみゼロウィーク」として、同期間中に海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動を行い、その結果を世界へ発信する取組です。